



JBS フラッシュニュース

2020年6月号

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

今月号の内容

各位

インドではコロナ感染者数は6月30日時点で56万人を突破し、現在、米国、ブラジル、ロシアに次いで世界で4番目に感染者が多い国となりました。インド政府は、経済活動の拡大に向けて国際線の就航、ビザ発給の再開を計画していますが、コロナ感染者数の増加に歯止めがかかる状況を鑑みると、限定的な対応になることが予想されます。また7月1日以降に計画されていた学校の再開やデリー地区のメトロ等公共交通機関の再開も延期されています。コロナ影響も踏まえた最近のOECDの発表によれば、今年度のインドGDP成長率はマイナス3.7%とされています。

また6月には中国との国境紛争の問題が勃発し、政府は外交ルートでの問題解決に取り組む一方、輸入通関や中国製のアプリの一部使用の禁止等といった措置を講じています。本件についても今後の動向に注意が必要です。さて今回のフラッシュニュースのトピックは以下の通りです。

1. 直接税当局(CBDT)は、Form 26ASを改訂し、特定の金融取引、税金の納付および還付、税務調査のステータス完了等に関する情報を追加
2. 直接税当局(CBDT)が税務年度2019-20年度の申告書の様式を通知
3. 間接税当局(CBIC)は、会社取締役のサービスに対するGST課税について明確化を発表

1. 直接税当局(CBDT)は、Form 26ASを改訂し、特定の金融取引、税金の納付および還付、税務調査のステータス完了等に関する情報を追加

29 May 2020

当タックスアラートは、CBDTが2020年5月28日付で公表したForm 26AS改訂に関する通達を要約しています。

2020年財政法による改正に先立って、インド税法は、源泉税や他の納税に関する情報をカバーするForm 26ASを税務当局が発行することを義務付けています。しかしながら、実際Form 26ASは、特定の金融取引のような追加的な情報をカバーしています。

当改訂に基づき、CBDTは、生年月日/設立年月日、携帯電話番号、電子メールアドレス、納税および還付、係属中の手続き、完了した手続き、特定金融取引および情報交換(EOI)協定に基づく海外の管轄地域から入手する情報をカバーすべくForm 26ASの詳細を修正しました。改訂されたForm 26ASは、2020年6月1日から適用されます。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

2. 直接税当局(CBDT)が税務年度2019-20年度の申告書の様式を通知

3 June 2020

このタックスアラートは、CBDTによって発行された税務年度2019-20年度の所得税申告書(ITR)様式の主な修正内容に関する通達を要約したものです。

同通達はまた、2020年1月3日付の通知で除外されたITR-1 Sahaj及びITR-4 Sugamの申請を行う居住者の納税適格性を回復すべく1962年Income Tax RuleにおけるRule 12を修正しました。1月に発行された通達では、納税者がITR-1 Sahaj、ITR-4 Sugamでの申告を行うことを対象外としていました。

- 住宅資産を共同で保有
- 1つ以上の当座預金口座に10百万ルピー超を保有
- 0.2百万ルピー以上の海外旅行の支出あり
- 0.1百万ルピー以上の電気代の支払いあり

新たなITRの様式変更は、主として所得税法の規定の修正に伴うものです。具体的には、追加税金の支払いのための納税者の二次調整に規定されたオプション、税務監査(Tax Audit)の対象を50百万ルピーまで増額することに伴うコンプライアンス条件の詳細、Aadhaar番号とPANの互換性、投資ファンドから投資家であるユニット保有者への損失のパススルーなどに伴う事項です。

また、2020年4月1日から6月30日にかけて行われた税務年度2019-20年度に係る投資・預金・支払いに対する控除等の恩典については、Taxation and Other Laws Ordinance 2020にて、別途導入される予定となっています。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

3. 間接税当局(CBIC)は、会社取締役のサービスに対するGST課税について明確化を発表 15 June 2020

当タックスアラートは、間接税当局(CBIC)による、企業取締役のサービスに対するGST課税の解釈、および特定の還付における問題に関する通達を要約しています。当通達によって明確にされた事項は以下の通りです。

1. 取締役のサービスへの課税

- (会社の従業員である)取締役のサービスは、雇用関係において従業員から雇用主に対して提供されるサービスとして取り扱われます。これは2017年中央GST(CGST)法のスケジュール3にてカバーされます。
- 取締役の報酬は、会社の帳簿上「給与」として扱われ、所得税法192条のもと源泉徴収の対象とされる限り、GST法スケジュール3の規定する従業員によるサービスへの対価であり、GSTの課税対象ではありません。
- しかしながら、もしこ取締役が、(従業員の資格でなく)サービスの提供に対する報酬を受け、これが所得税法194J条の源泉徴収の対象となるサービスの場合は。、GST法スケジュール3の対象外となり、リバースチャージによるGSTの課税対象となります。
- (社外取締役のように)その企業の従業員でない取締役のサービスは、スケジュール3の対象外であり、リバースチャージによる課税対象となります。

2. GSTの還付

- インプット・タックス・クレジットの還付は、申請時のフォームGSTR-2Aに反映されていない場合でも、輸入やインプットサービス・ディストリビューター、リバースチャージに関するインボイスや書類に基づいて請求することができます。

EYコメント

この通達は、特に取締役のサービスの課税については、これまで事前裁定(AAR)にて異なる判決が下されており、当通達は産業界にとって待ち望まれていた救済であると考えられます。

インプット・タックス・クレジットの還付についての明確化は、納税者の運転資金の問題を緩和するうえで有効であると考えられます。

詳細は[アラート](#)を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーフームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーフームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことを承ください。